

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示	ページ
結核予防法による医療機関の指定 (健康対策課)	1
結核予防法に基づく指定医療機関の辞退の申出 ( )	1
生活保護法による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
特定計量器の定期検査の実施 (4件) (商工振興課)	1
国土調査の成果の認証 (土地対策課)	3
県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部完了 (下水道課)	3
告示 (指定金融機関等の名称、位置) の一部改正 (3件) (出納課)	3
公 告	4
建設業法に基づく処分 (6件) (建設管理課) 2・7掲示	4
換地計画の適否決定 (十和村) (3件) (耕地課)	6
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県教育委員会規則 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則 高知県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則	6
高知県公安委員会規則 高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則	7
高知県公安委員会告示 高知県個人情報保護条例第4条の規定に基づく法人の指定	9
口頭により開示請求を行うことができる個人情報	9
高知県警察本部告示 高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程	9
高知県選挙管理委員会告示 政治団体設立の届出 政治団体異動の届出 政治団体解散の届出	10

資金管理団体指定の届出	11
資金管理団体異動の届出	11
告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正 正誤	11
正誤 (昭50・11・1付け 公安委員会規則ほか)	12

## 告 示

高知県告示第124号  
結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成18年2月17日

高知県知事 橋本 大二郎
医療機関の名称 所 在 地 開 設 者 指定年月日 大正町国民健康 幡多郡大正町田野々 大 正 町 平17・4・ 保険直営田野々 459番地 1
診療所 上ノ加江診療所 高岡郡中土佐町上ノ 中土佐町 平18・1・ 加江2415番地 1 1
矢井賀診療所 高岡郡中土佐町矢井 中土佐町 " "
賀139番地
足摺岬診療所 土佐清水市足摺岬 奥宮 一矢 " "
672 - 7 5
山北診療所 香美郡香我美町山北 伊藤 泰雄 " 2・ 1304 - 1 1
訪問看護ステー 安芸市川北甲3731 社会福祉法 " 1・ ションキセキレ 人香南会 27
イ

高知県告示第125号  
結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から、次のとおり辞退の申出があった。

平成18年2月17日

高知県知事 橋本 大二郎
医療機関の名称 所 在 地 開 設 者 辞退年月日 大正町国民健康 幡多郡大正町田野々 大 正 町 平17・3・ 保険直営田野々 190番地 31
診療所 足摺岬診療所 土佐清水市足摺岬 岡野 直榮 " 12・ 672 - 7 10
上ノ加江診療所 高岡郡中土佐町上ノ 中土佐町 " " 加江2415番地 1 31
矢井賀診療所 高岡郡中土佐町矢井 中土佐町 " " 賀139番地 "
香我美町立山北 香美郡香我美町山北 香我美町 平18・1・ 診療所 1304 - 1 31

## 高知県告示第126号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成18年2月17日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成17年12月1日	医療法人仁智会 安芸郡奈半利町乙3740 - 1	はまうづ医院 安芸郡奈半利町乙3742 - 1 訪問看護
"	山本正副 四万十市具同田黒2 - 16 - 5	山本歯科医院 四万十市渡川3 - 13 - 22 居宅療養管理指導
平成17年12月2日	有限会社ファイブ・エコ 高岡郡日高村下分1312 - 3	デイサービスセンターかっぱつはっち日高 高岡郡日高村九頭字西岡175 - 2 通所介護
平成18年2月1日	有限会社澤 室戸市羽根町乙3925 - 3	ホームヘルパーステーションゆず 室戸市羽根町乙3925 - 3 訪問介護
"	社会福祉法人香南会 香美郡赤岡町1160 - 1	グループホームきんもくせいの里 香美郡香我美町字マガリ1143 認知症対応型共同生活介護

## 高知県告示第127号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成18年2月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所	安芸市及び芸西村 (2) 検査の年月日 平成18年4月24日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。) 高知県告示第128号 計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。 平成18年2月17日 高知県知事 橋本 大二郎 1 指定の場所で行う定期検査 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	び東洋町 12月22日まで (日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	から午後4時まで					
検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所	東洋町役場旧甲浦支所	室戸市役所佐喜浜出張所	旧室戸保健所	室戸岬東漁業協同組合椎名支所	室戸市役所	室戸市消防署吉良川分団前	室戸市役所羽根出張所	高知県計量検定所
安芸市	平成18年4月17日	午前10時30分から午前11時30分まで	土佐あき農業協同組合川北出張所	平成18年4月24日	午後1時30分から午後3時30分まで	室戸市役所	室戸岬東漁業協同組合椎名支所	室戸市役所	室戸市消防署吉良川分団前	室戸市役所羽根出張所	高知県計量検定所
"	"	午後1時から午後2時まで	安芸市立東川公民館	平成18年4月25日	午前9時30分から午前11時30分まで	室戸市役所佐喜浜出張所	室戸岬東漁業協同組合椎名支所	室戸市役所	室戸市消防署吉良川分団前	室戸市役所羽根出張所	高知県計量検定所
"	"	午後2時30分から午後3時まで	安芸市立奈比賀公民館	平成18年4月26日	午前9時30分から午前11時30分まで	室戸市役所	室戸岬東漁業協同組合椎名支所	室戸市役所	室戸市消防署吉良川分団前	室戸市役所羽根出張所	高知県計量検定所
"	平成18年4月18日	午前10時30分から午前11時30分まで	安芸市立赤野公民館	平成18年4月27日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	室戸市役所	室戸岬東漁業協同組合椎名支所	室戸市役所	室戸市消防署吉良川分団前	室戸市役所羽根出張所	高知県計量検定所
"	"	午後1時から午後2時まで	安芸市立伊尾木公民館	平成18年4月28日	午前9時から午前10時まで	室戸市役所	室戸岬東漁業協同組合椎名支所	室戸市役所	室戸市消防署吉良川分団前	室戸市役所羽根出張所	高知県計量検定所
"	平成18年4月19日	午前10時30分から午前11時30分まで	安芸市立井ノ口公民館	"	午後2時から午後3時30分まで	室戸市役所佐喜浜出張所	"	"	"	"	"
"	"	午後1時から午後1時30分まで	畠山夢楽自然工房	"	午前9時30分から午前11時30分まで	野根地区公民館	"	"	"	"	"
"	平成18年4月20日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	安芸市健康ふれあいセンター元気館	"	午後2時から午後4時まで	室戸岬東漁業協同組合椎名支所	"	"	"	"	"
芸西村	平成18年4月21日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	芸西村民会館	"	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	室戸市役所	"	"	"	"	"
安芸市及び芸西村	平成18年4月24日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所	"	午前9時から午前10時まで	室戸市消防署吉良川分団前	"	"	"	"	"
2 特定計量器の所在場所で行う定期検査 (1) 検査の区域				"	午前11時から正午まで	室戸市役所羽根出張所	"	"	"	"	"
				"	午前9時から正午まで	高知県計量検定所	"	"	"	"	"



別表の3 収納代理金融機関の表中「" 桜井町 "」  
を「" 金田 "」に改める。

高知県告示第134号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。

平成18年2月17日

高知県知事 橋本 大二郎

別表の1 指定金融機関の表中

「香美郡夜須町」「香南市

「赤岡町」「

「野市町」「

「香北町」を「香美市」に改める。

「物部村」「

「土佐山田町」「」

別表の2 指定代理金融機関の(2)の表中

「香美郡赤岡町」「香南市

「野市町」を「」に改める。

「土佐山田町」「香美市」

別表の3 収納代理金融機関の表中「香美郡土佐山田町」を「香美市」に、

「香美郡野市町」「香南市

「物部村」「香美市

「香北町」「

「土佐山田町」「

「吉川村」を「香南市」に改める。

「赤岡町」「

「夜須町」「

「香我美町」「」

高知県告示第135号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成18年3月20日から施行する。

平成18年2月17日

高知県知事 橋本 大二郎

別表の1 指定金融機関の表中「" 窪川町 "」を「" 四十万町 "」に改める。

別表の2 指定代理金融機関の(2)の表中

「幡多郡大正町」「四十万町」に、「高岡郡窪川町」

「佐賀町」「幡多郡黒潮町」

を「高岡郡四十町」に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中「" 窪川町 "」を「" 四十万町 "」に、「幡多郡大正町」を「" 四十万町 "」に、

「幡多郡佐賀町」「幡多郡黒潮町」

「大方町」を「" "」に、

「幡多郡佐賀町」「幡多郡黒潮町」

「" "」「" "」

「大方町」「" "」  
「" "」を「" "」に改める。  
「大方町」「高岡郡四十町」  
「" "」「" "」  
「十和村」「" "」

## 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月7日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

1 処分をした年月日

平成18年2月7日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社西野建設

代表取締役 西野 桂

香美郡物部村大柄1396

高知県知事許可（特 - 14）第400号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う他の建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法

（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成18年2月22日から同年3月13日までの20日間

4 処分の原因となった事実

有限会社西野建設の元代表取締役は、平成15年1月に行われた物部村発注工事の競争入札に関し、談合があったとして、高知地方裁判所から罰金180万円の判決を平成17年12月21日に受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月7日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

1 処分をした年月日

平成18年2月7日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社横山建設

代表取締役 山本 征子

香美郡物部村柳瀬1357

高知県知事許可（般 - 17）第4418号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う他の建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成18年2月22日から同年3月13日までの20日間

4 処分の原因となった事実

有限会社横山建設の元代表取締役は、平成15年1月に行われ

た物部村発注工事の競争入札に関し、談合があったとして、高知地方裁判所から罰金110万円の判決を平成17年12月21日に受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月7日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 処分をした年月日  
平成18年2月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
有限会社岡の内建設  
代表取締役 宗石 美幸  
香美郡物部村岡ノ内243  
高知県知事許可（特-14）第8531号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの  
(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う他の建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。  
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。  
(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。  
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
  - (2) 期間  
平成18年2月22日から同年3月13日までの20日間
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社岡の内建設の元代表取締役は、平成15年1月に行われた物部村発注工事の競争入札に関し、談合があったとして、高知地方裁判所から罰金120万円の判決を平成17年12月

高知地方裁判所から罰金140万円の判決を平成17年12月21日に受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月7日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 処分をした年月日  
平成18年2月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
片田丸吉建設工業株式会社  
代表取締役 島崎 祥一郎  
高知市福井東町35-3  
高知県知事許可（般・特-17）第283号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの  
(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う他の建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。  
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。  
(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。  
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
  - (2) 期間  
平成18年2月22日から同年3月13日までの20日間
- 4 処分の原因となった事実  
片田丸吉建設工業株式会社の元代表取締役は、平成15年1月に行われた物部村発注工事の競争入札に関し、談合があったとして、高知地方裁判所から罰金80万円の判決を平成17年12月21日に受け、その刑が確定している。

21日に受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月7日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 処分をした年月日  
平成18年2月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
小濱建設有限会社  
代表取締役 横山 菊美  
香美郡物部村小浜281-2  
高知県知事許可（特-14）第674号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの  
(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う他の建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。  
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。  
(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。  
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
  - (2) 期間  
平成18年2月22日から同年3月13日までの20日間
- 4 処分の原因となった事実  
小濱建設有限会社の元代表取締役は、平成15年1月に行われた物部村発注工事の競争入札に関し、談合があったとして、高知地方裁判所から罰金80万円の判決を平成17年12月21日に受け、その刑が確定している。

<p>このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。</p> <p>~~~~~</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成18年2月7日（掲示済）</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 処分をした年月日 平成18年2月7日</p> <p>2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 有限会社坂本工務店 代表取締役 坂本 巍 香美郡物部村仙頭1299-1 高知県知事許可（般-14）第5716号</p> <p>3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止 (1) 停止を命ぜる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの (注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う他の建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。 (注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。 (注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。 (注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。 (2) 期間 平成18年2月22日から同年3月13日までの20日間</p> <p>4 処分の原因となった事実 有限会社坂本工務店の元取締役は、平成15年1月に行われた物部村発注工事の競争入札に関し、談合があったとして、高知地方裁判所から罰金120万円の判決を平成17年12月21日に受け、その刑が確定している。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。</p> <p>~~~~~</p>	<p>する。</p> <p>~~~~~</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、十和村の行う十和中部地区（浦越換地区）の換地計画は、適當と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。</p> <p>平成18年2月17日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 縦覧に供する書類 (1) 換地計画書の写し (2) 現形図及び換地図</p> <p>2 縦覧期間 平成18年2月17日から同年3月17日まで</p> <p>3 縦覧場所 十和村役場</p> <p>4 その他 この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出 POSSIBILITY</p> <p>~~~~~</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、十和村の行う十和中部地区（野々川換地区）の換地計画は、適當と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。</p> <p>平成18年2月17日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p>	<p>1 縦覧に供する書類 (1) 換地計画書の写し (2) 現形図及び換地図</p> <p>2 縦覧期間 平成18年2月17日から同年3月17日まで</p> <p>3 縦覧場所 十和村役場</p> <p>4 その他 この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出 POSSIBILITY</p> <p>~~~~~</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。</p> <p>平成18年2月17日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <table border="1" data-bbox="1491 615 2106 879"> <thead> <tr> <th>許可番号</th> <th>開発区域に含まれる地域の名称</th> <th>開発許可を受けた者の住所及び氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年10月28日 17高須土第385号</td> <td>高岡郡中土佐町久礼字清水田2138-1ほか</td> <td>新潟県新潟市清水4501-1 株式会社コメリ 代表取締役社長 持 雄一郎</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p style="text-align: center;">教育委員会規則</p> <hr/> <p>高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成18年2月17日</p> <p>高知県教育委員会委員長 宮地 彌典 高知県教育委員会規則第4号</p> <p>高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則の表高知県立高知北高等学校の項及び高知県立高知東高等学校の項中「厚生に関する学科」を「看護に関する学科」に改め、同表高知県立高知南高等学校の項中「国際に関する学科」を「国際関係に関する学科」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>	許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	平成17年10月28日 17高須土第385号	高岡郡中土佐町久礼字清水田2138-1ほか	新潟県新潟市清水4501-1 株式会社コメリ 代表取締役社長 持 雄一郎
許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名						
平成17年10月28日 17高須土第385号	高岡郡中土佐町久礼字清水田2138-1ほか	新潟県新潟市清水4501-1 株式会社コメリ 代表取締役社長 持 雄一郎						

高知県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月17日

高知県教育委員会委員長 宮地 猛典

高知県教育委員会規則第5号

高知県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

高知県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(平成3年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号から第7号までを次のように改める。

- (4) 学年始休業日 4月1日から同月6日までの6日間
- (5) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの43日間
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月7日までの14日間
- (7) 学年末休業日 3月20日から同月31日までの12日間

第6条第2項を次のように改める。

2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出て、前項第4号から第7号までの休業日について、その時期又は日数を通算日数の範囲内において変更することができる。

第6条第3項中「教育委員会の承認を得て」を「校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て」に改める。

第7条中「教育委員会の承認を得て」を「あらかじめ教育委員会に届け出て」に、「休業日」を「前条第1項に規定する休業日」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 公安委員会規則

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月17日

高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

高知県公安委員会規則第1号

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則(平成14年高知県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「については」を「については、この規則に定めるもののほか」に改める。

第4条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「公文書」を「この規則に定めるもののほか、公文書」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成18年2月17日

高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

高知県公安委員会規則第2号

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号。以下「条例」という。)第43条の規定に基づき、高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、別記様式によるものとする。

(実施機関が定める者)

第3条 条例第16条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 警部補以下の階級にある警察官

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員

ア 被害者対策に従事する職員

イ 暴力相談、ストーカー、悪質商法等各種相談を受理する業務に従事する職員

ウ サイバー犯罪(コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。)の捜査に従事する職員

エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員

オ 少年補導職員

カ 覚せい剤等薬物及び生活経済事犯の捜査に関する業務に従事する職員

キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員

ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員

ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員

コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員

サ 鑑識又は鑑定の業務に従事する職員

シ 交通巡視員

ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員  
(口頭により開示請求ができる個人情報)

第4条 公安委員会は、条例第23条第1項の規定に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報を定めたときは、次

に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目
- (2) 口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所

2 条例第23条第3項の実施機関の定める方法は、開示する個人情報を記載した書面の閲覧又は口頭による開示とする。

(個人情報の保護)

第5条 公安委員会が取り扱う個人情報の保護については、この規則に定めるもののほか、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)の規定の例による。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 別記様式(第2条関係)

個人情報取扱事務を所管する組織の名称等	登録 保有	登録年月日 変更年月日	年月日
個人情報取扱事務の名称			
個人情報を収集する理由			
個人情報を収集する等根拠			
個人情報の対象者の範囲			
基	本的 事項	識別番号 住所・電話番号 健康状態 その他( ) 家族状況 その他( ) 職業・職歴 成績・評価 婚姻歴 親族関係 所屬団体 その他( )	性別 国籍 病歴 障害の状況 身体の状況 人種・民族 資格 賞罰 納税状況 公的扶助 思想・信条 宗教 その他( ) 法令等 法令等の名称 委員会意見 趣味・し好 意見・要望 その他( )
個人情報の項目	資産・収入 思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	財産 取引状況 その他( ) その他( ) 收銀 法 法令等の名称 本人 他人 民間・私人 その他( ) 当該実施機関内	犯罪歴 公的扶助 人種・民族 資格 賞罰 納税状況 公的扶助 思想・信条 宗教 その他( ) 法令等 法令等の名称 委員会意見 趣味・し好 意見・要望 その他( ) 本人 他人 民間・私人 その他( ) 当該実施機関内
個人情報収集	個人情報の目的外利用の有無	有(条例第9条第号該當) 無	
個人情報の目的外提供の有無及び提供の有無	先 提 供 先	他の実施機関 民間・私人 その他( ) 有(委託内容) 無	有(条例第10条第1項第号該當) 無 他の実施機関 民間・私人 その他( ) 有(警察庁等 委員会意見) 無
外部委託の有無	内 部 委 託 有	有(委託内容) 無	有(委託内容) 無
登録番号			
備考			

公安委員会告示			調査	学科試験及び技能試験の得点	合格発表の日	指導課			氏名	務所の所在地	
高知県公安委員会告示第1号 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第4条の規定に基づき定めた法人は、次のとおりとし、平成18年4月1日から施行する。 平成18年2月17日 高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫 財団法人暴力追放高知県民センター 高知県公安委員会告示第2号 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第23条第1項の規定に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとし、高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第2号）第4条第1項の規定により告示する。 平成18年2月17日 高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫			運転免許試験		高知県警察本部交通部運転免許センター、室戸警察署、安芸警察署、本山警察署、須崎警察署、窪川警察署、中村警察署、清水警察署、宿毛警察署（運転免許受験申請を行った場所に限る。）		北本洋介 後援会	門田 郭	長谷川 憲男	香美郡吉川村吉原1264	平18・1・4
<b>警察本部告示</b>											
高知県警察本部告示第1号 高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。 平成18年2月17日 高知県警察本部長 鈴木 基久 高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定に基づく高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護については、高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第2号）の規定の例による。 附 則 この告示は、平成18年4月1日から施行する。											
<b>選挙管理委員会告示</b>											
高知県選挙管理委員会告示第8号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。 平成18年2月17日 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜 その他の政治団体											
名 称 代表者氏名 会計責任者 主たる事 届出年月日			北本洋介 後援会	門田 郭	長谷川 憲男	香美郡吉川村吉原1264	中元則夫 後援会	中元 義春	中元 啓恵	香美郡吉川村古川991-4	平18・1・4
			バリアフリーなまちづくりを考える会	林 道夫	浅野 準仁	香美郡夜須町手結298-66	みよしただし後援会	三吉 忠	三吉 忠	四万十市具同板戸3458	平18・1・4
			芝藤健司 後援会	芝藤 健司	清水 美定	四万十市西土佐津野川15	山本やすひろ後援会	箭野 寅喜	井上 章	高岡郡越知町越知甲2060-2	平18・1・6
			山本やすひろを囲む会	山本 恭裕	井上 章	高岡郡越知町越知甲2506	福井正彦 後援会	島村 小郎	福井 千秋	香美郡吉川村古川1085-28	平18・1・19
			夢ふくらむ香南市をつくる会	小泉 潤	国光 武夫	香美郡野市町西野2645	竹内ちか子後援会	木村 重来	岡崎 初子	高知市朝倉己771	平18・1・25

			- 9	
市川幸雄 後援会	熊岡 正利	下元 定雄	高岡郡中 土佐町大 野見荘中 782	平18・1・ 26
杉村信夫 後援会	杉村 幸子	杉村 亜紀	香美郡赤 岡町471	平18・1・ 26
朝倉あき ら後援会	筒井 政雄	朝倉 覚	土佐町大 川村中切 582 - 5	平18・1・ 30
田村きろ う後援会	清水 和昭	田村 寿恵	土佐市波 介1797	平18・1・ 30
信清吉孝 後援会	松岡 殖承	松岡 伸行	土佐市本 村658	平18・1・ 30
信吉孝彦 後援会	水田 混二	信吉 和	香美郡香 我美町中 西川862	平18・1・ 30
山中あき ら後援会	南野 稔雄	山中 美和	香美郡夜 須町西山 1397 - 1	平18・1・ 31

## 高知県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成18年2月17日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

## 政党

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民 主党奈 半利町 支部	竹崎 邦 博	木下 清	安芸郡奈 半利町乙 1699	平18・1・ 19
異動後		竹崎 知 之武	竹内 哲 夫	安芸郡奈 半利町乙	

			1179	
--	--	--	------	--

## その他の政治団体

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	楠瀬守 福後援会	廣瀬 喜 代志	異動なし	異動なし	平18・1・ 10
異動後		近添 幸 有			
異動前	藤田豊 作後援会	森 亮三	異動なし	異動なし	平18・1・ 12
異動後		弘井 康 夫			
異動前	夢と希望のま ち土佐市を創 る会	中内 哲 夫	異動なし	異動なし	平18・1・ 17
異動後		藤本 扇			
異動前	中山研 心後援会	異動なし	尾崎 晃 祐	高知市本 町四丁目 1 - 37	平18・1・ 19
異動後			東 信喜	高知市本 町四丁目 2 - 39	
異動前	近沢し げる後 援会	坂本 章	異動なし	異動なし	平18・1・ 19
異動後		坂本 忠 男			
異動前	三本富 士夫後 援会	島崎 準 一	異動なし	異動なし	平18・1・ 20
異動後		辻 韶得			

異動前	佐竹み ちお後 援会	異動なし	生田 操	高岡郡窪 川町琴平 町10 - 19	平18・1・ 24
異動後	青流会		中川 俊 英	高岡郡窪 川町琴平 町10 - 17	
異動前	前田哲 生後援会	横山 幸 三	前田 栄 男	高岡郡窪 川町香月 が丘 6 - 18	平18・1・ 26
異動後		武石 利 彦	藤崎 豊 之	高岡郡窪 川町香月 が丘 2 - 19	
異動前	渡辺み のる後 援会	異動なし	異動なし	四万十市 駅前町 2 - 3	平18・1・ 30
異動後				四万十市 右山天神 町10 - 8	

## 高知県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成18年2月17日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

## 政党

名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくな った理由	届出年月日
自由民主 党高知県 桜友会支 部	高知市瀬戸東町 三丁目299	重森 正栄	解散	平18・ 1・30

## その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
小野俊典後援会	土佐清水市上野1328	野村 栄一	解散	平18・1・6
浜田重三郎後援会	吾川郡いの町枝川1140-10	浜田 重三郎	解散	平18・1・11
佐賀町のあしたをひらく会	幡多郡佐賀町佐賀1037	明神 瞳雄	解散	平18・1・17
吉門拓後援会	幡多郡佐賀町佐賀1037	明神 瞳雄	解散	平18・1・17
藤沢朋洋解放市政研究会	高知市朝倉己771-9	国沢 三夫	解散	平18・1・19
藤沢朋洋後援会	高知市朝倉己771-9	中澤 勇夫	解散	平18・1・19
西森敏輝後援会	高岡郡佐川町本郷耕1268	西森 靖	解散	平18・1・20
池添孝史後援会	香美郡野市町新宮448	安岡 洋光	解散	平18・1・26
桑名よしひこ後援会	安芸郡田野町1402-1	吉村 忠義	解散	平18・1・27
武智龍後援会	高岡郡越知町越知甲1694-4	北島 清彰	解散	平18・1・30
田村きろう後援会	土佐市波介1797	清水 和昭	解散	平18・1・30
信清吉孝後援会	土佐市本村658	松岡 殖承	解散	平18・1・30

高知県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成18年2月17日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

## 資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
芝藤 健司	四万十市議会議員	芝藤健司後援会	四万十市西土佐津野川15	芝藤 健司	平18・1・6
山本 恭裕	越知町長	山本やすひろを囲む会	高岡郡越知町越知甲2506	山本 恭裕	平18・1・6

高知県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成18年2月17日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

## 資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	佐竹 紀夫	異動なし	佐竹みちお後援会	高岡郡窪川町琴平町10-19	平18・1・24
			青流会	高岡郡窪川町琴平町10-17	
異動後	渡辺 稔	異動なし	渡辺みのる後援会	四万十市駅前町2-3	平18・1・30
				四万十市	

				右山天神町10-8
--	--	--	--	-----------

高知県選挙管理委員会告示第13号

平成17年10月高知県選挙管理委員会告示第87号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成18年2月17日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
第1 定例報告のその他の政治団体の収入・支出とも0の団体の表中

「 黒木茂後援会 平成17年3月31日  
桑名よしひこ後援会 平成17年1月24日」  
を 「 黑木茂後援会 平成17年3月31日」  
に訂正する。

第5 解散に係る報告の平成16年解散のその他の政治団体の収入・支出とも0の団体の表中  
「 公文豪後援会 平成17年3月25日 平成16年1月1日から 平成16年12月31日まで」

を 「 公文豪後援会 平成17年3月25日 平成16年1月1日から 平成16年12月31日まで  
桑名よしひこ後援会 平成17年1月24日 平成16年1月1日から 平成16年12月30日まで」  
に訂正する。

## 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
昭50・11・1	号外99	公安委員会規則	8	(表中)	香美郡夜須町千切 1,537番地 8	香美郡夜町千切1, 537番地 8
					香美郡土佐山田町 栄町12番 2号	香美郡土佐山田栄 町12番 2号
平18・1・13	8813	告示	2	左・中 (41~2)	349.00	708.00
平18・1・27	8817	目次	1	左 (16~25)	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町及び同郡吉川 村の廃置分合に伴う香南市の人口並びに同郡土佐山田町、同郡香北町 及び同郡物部村の廃置分合に伴う香美市の人口 高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村の廃置分合に伴う高岡郡、 幡多郡及び四万十町の人口並びに幡多郡佐賀町及び同郡大方町の廃置 分合に伴う黒潮町の人口	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町及び同郡吉川 村の廃置分合に伴う香南市の人口並びに同郡土佐山田町、同郡香北町 及び同郡物部村の配置分合に伴う香美市の人口 高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村の廃置分合に伴う高岡郡、 幡多郡及び四万十町の人口並びに幡多郡佐賀町及び同郡大方町の配置 分合に伴う黒潮町の人口